

令和 7 年度下関市立市民病院産業廃棄物収集運搬業務及び処分業務仕様書

本業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令及び行政指導等を遵守し、下関市立市民病院より排出される産業廃棄物（廃プラスチック類、ガラスくず、金属くず等）（以下「廃棄物」という。）の収集運搬業務及び処分業務を行うための必要な事項を定める。

1 業務内容

（収集運搬業務）

下関市立市民病院から排出される産業廃棄物を処理場まで収集運搬する業務

（処分業務）

下関市立市民病院から排出される産業廃棄物の処分業務

2 廃棄物の種類及び排出見込量

(1) 廃プラスチック類 1, 174kg/月

(2) ガラス・陶磁器くず 67kg/月

(3) 金属くず 84kg/月

計 1, 325kg/月

3 収集場所

下関市立市民病院ごみ処理室とする。

4 処分方法

熔融・焼却とする。

5 収集方法

原則として月曜日から土曜日に廃棄物を収集する。収集しなくてよい日がある場合は、病院が指定する。

6 収集運搬の取り扱いについて

(1) 産業廃棄物の収集運搬は、次のように行うこと。

① 産業廃棄物が飛散・流出しないようにすること。

② 当該収集運搬に伴う悪臭・騒音・振動によって生活環境の保全上支障を生じないように必要な措置を講ずること。

③ 収集運搬のための施設を設置する場合は、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。

(2) 産業廃棄物を積み替える場合は、次のように行うこと。

① 産業廃棄物を積み替える場合には、容器に入れ密閉する等腐敗防止のために必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ積み替えを行った後の運搬先が定められていること、搬入された産業廃棄物の量が、積み替えの場

所において適切に保管できる量を超えるものでないこと、及び搬入された産業廃棄物が腐敗しないうちに搬出することが必要である。

- ② 積替えの場所は、次のようにすること。
 - ア 産業廃棄物が飛散・流出・地下浸透・悪臭発散しないように必要な措置を講ずること。
 - イ ねずみが生息し、蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
 - ウ 周囲に囲いが設けられ、かつ、見やすい箇所に産業廃棄物の積替えの場所であること並びに管理者の氏名又は名称及び連絡先を表示すること。

7 その他

- (1) 業務履行にあたっては、関連法令並びに各自治体が定める条件等を遵守し実施すること。
- (2) 事業範囲等の確認書類として産業廃棄物収集運搬業許可証（取扱廃棄物に「廃プラスチック類」「金属くず」「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」の全てを含む）または産業廃棄物処分業許可証（取扱廃棄物に「廃プラスチック類」「金属くず」「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」の全てを含む）の写しを提出すること。
- (3) 履行期間途中で受託者の産業廃棄物収集運搬業許可証または産業廃棄物処分業許可証の期限が切れる場合は、速やかに許可の更新を行い、新たな許可証の写しを提出すること。
- (4) 廃棄物の収納容器は収集・運搬業者または処分業者の負担で提供すること。
- (5) 廃棄物の収納容器（未使用に限る）は病院に支障がない範囲で、病院指定の専用置場に保管することができる。